

継続的見守り契約

(契約の趣旨)

第 1 条 委任者〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と受任者一般社団法人シリウス（以下、「乙」という。）は、定期的な電話連絡及び訪問・面談等を通じて、お互いの意思疎通を確保し、信頼関係を深めるとともに、乙は甲の尊厳と意思を尊重し、乙が甲の生活状況及び心身の健康状態を把握することにより、甲が安心して暮らさせることを目的として、継続的見守り契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

(生前事務の委任契約との関係)

第 2 条 甲は、将来の入院等の事情により、甲への援助が必要になった時のために、別途、乙との間において、甲の生活、療養看護及び財産管理に関する事務契約（以下、「生前事務の委任契約」という。）および任意後見契約を締結することとする。
2 本契約は、前項の生前事務の委任契約が効力を生じた時に終了する。
3 第 1 項の生前事務の委任契約を締結する時期は、甲、乙協議のうえ別途決定する。

(電話・訪問)

第 3 条 本契約期間中、乙は甲の生活の本拠地を毎月 1 回、定期的に訪問して甲と面談し、甲の生活状況及び心身の健康状態の把握に努めるものとする。
2 前項の具体的な訪問日は、甲と乙との協議によって定める。
3 甲及び乙は、電話連絡等を通して第 1 項の面談を相互に補完する。
4 乙は第 1 項に定める訪問日以外であっても、乙が特に必要と認めた場合または甲から要請があった場合は、隨時訪問し、面談する。
5 甲は、乙の訪問・面談が、第 1 条に定める事務を行うためのものであって、甲の身辺の世話や、世間話の相手、買い物の手伝い等のためのものでないことを承知する。

(見守り義務)

第 4 条 乙は、甲との電話連絡及び訪問・面談を通じて様子の変化を見守り、甲が消費者トラブルに巻き込まれ、または介護・福祉サービス契約の締結を必要とする状況や認知症の発症が疑われる状態と認めた場合は、関係機関に対応措置の要請を行うものとする。
2 前項の場合、乙は関係機関に対し、対応措置に必要と認める範囲で甲の個人情報を含む一切の情報を提供することができるものとする。

(費用の負担)

第 5 条 乙が本契約を処理するために必要な費用は、甲の負担とする。

(報酬)

第 6 条 甲は、乙に対し、第 3 条第 1 項に定める定期的な訪問に対する報酬として、毎月末日までに金 8,800 円（消費税込）を支払うものとする。
2 甲は、乙に対し、第 3 条第 4 項に定める不定期の訪問に対する報酬として、1 回の訪問につき金 8,800 円（消費税込）を支払うものとする。
3 第 1 項または前項に該当しない事務を甲が求め、または乙が必要と認めた場合、その事務処理に対する報酬は、甲乙協議によりこれを定める。

(契約の解除)

第 7 条 甲又は乙は、いつでも本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第 8 条 本契約は、第 2 条第 2 項の場合のほか、次に掲げる事由により終了する。
(1) 甲が死亡したとき、又は乙が解散したとき
(2) 甲又は乙が破産手続開始決定を受けたとき
(3) 別途、生前事務の委任契約および任意後見契約が締結された場合、その効力が発生することなく、これらが解除されたとき

(守秘義務)

第 9 条 乙は、本契約に関して知り得た秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。ただし、第 4 条 2 項に関する情報の提供についてはこの限りではない。

以上

以上の合意の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を所持する。

（西暦） 年 月 日

住 所

委任者（甲） 印

住 所 千葉県松戸市中和倉 147 番地の 1

受任者（乙） 一般社団法人シリウス
代表理事 本宮 雅之

印